

障害者自立支援法案における 支給決定・サービス利用プロセスについて

現行制度の課題と新制度における対応について

- 福祉サービスの個別給付について、支援の必要度に応じて公平にサービスを利用できるよう、客観的基準(尺度)を設定するとともに、審査会の意見聴取など、支給決定のプロセスの透明化を図る。
- 障害者のニーズに即し、支援を効果的に実施するための仕組み(ケアマネジメント)を導入する。

現行制度の課題

新制度における対応

支給決定段階

- 支援の必要度を判定する客観的基準(統一的なアセスメントや区分)がない
- 支給決定のプロセスが不透明
- ケアマネジメントの手法が活用されていない
- 市町村職員等の対応にバラツキがある

サービス利用段階

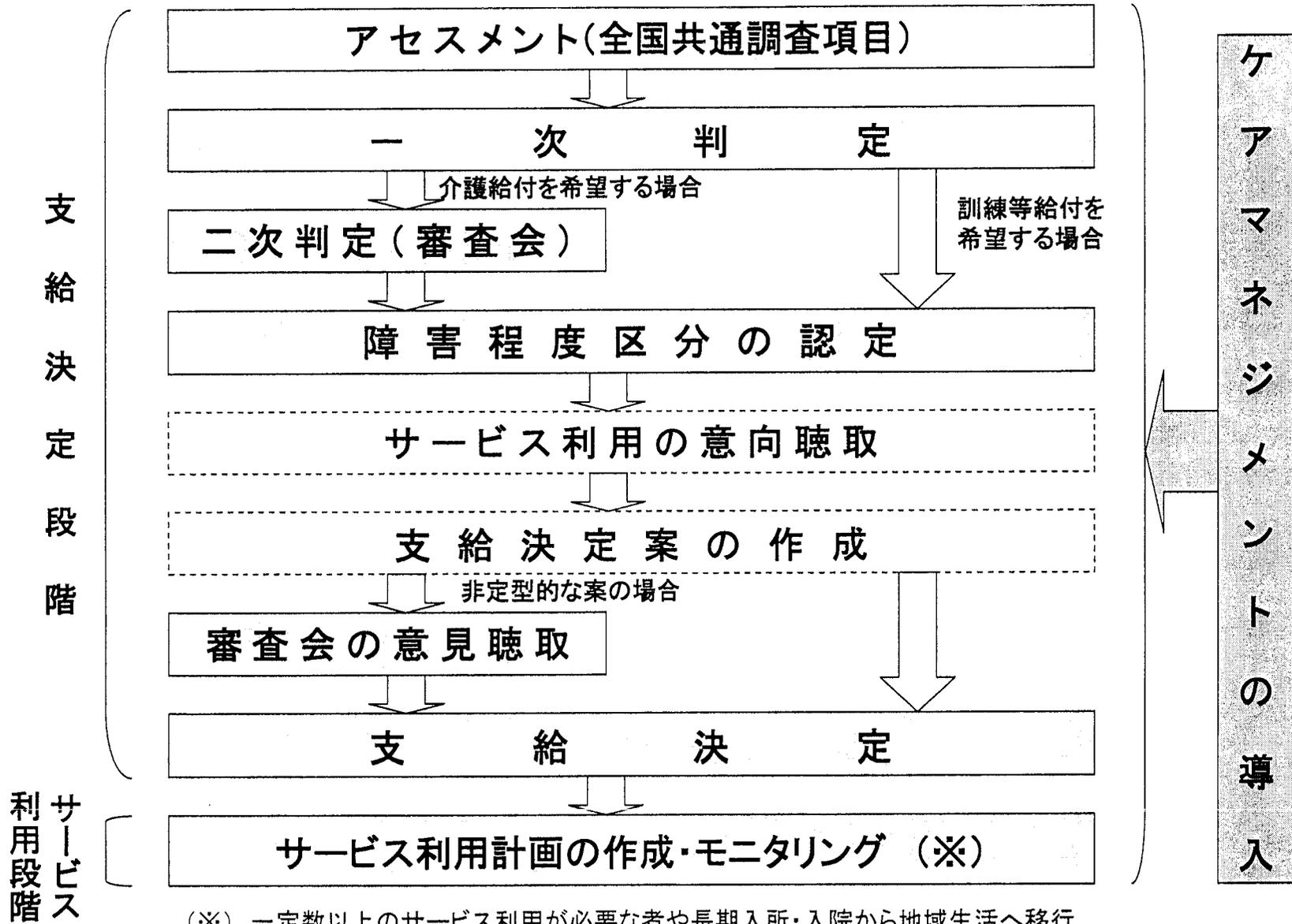
- 支給決定後、サービス利用に結びつける支援がない
- 特に、手厚い支援を要する者に対し、継続的な支援が不十分

- 統一的なアセスメント、障害程度区分や市町村審査会の導入
- ケアマネジメント手法の導入
 - ・ サービス利用意向の聴取
 - ・ 相談支援事業者の活用
- 認定調査や支給決定に従事する職員等に対する研修の制度化

- 支給決定後のサービス利用につなげる支援の確立
 - ・ 相談支援事業者の活用
 - ・ 特に、計画的プログラムに基づく継続的支援を要する者に対するサービス利用計画作成費の給付

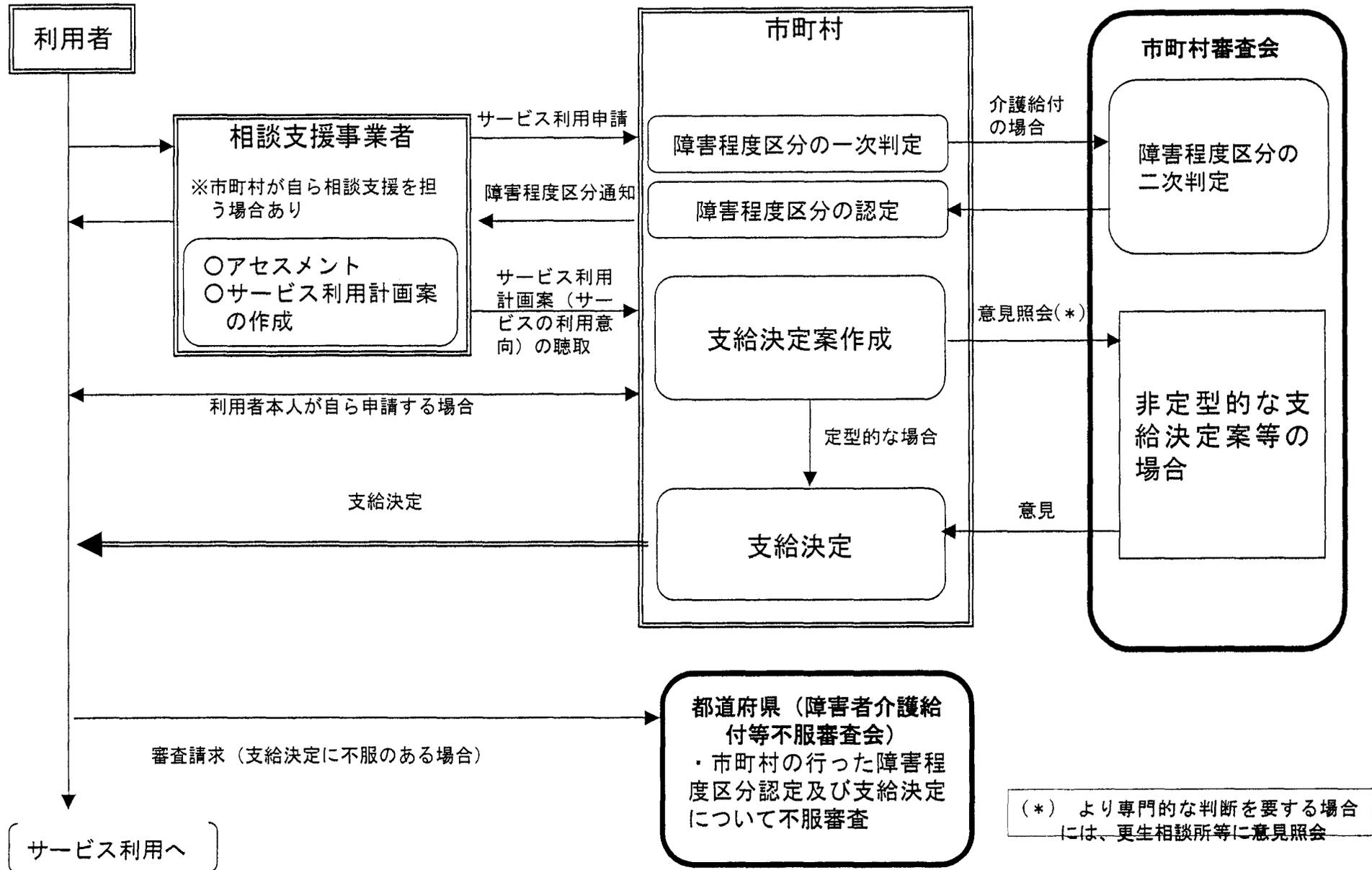
ケアマネジメント研修事業の充実・強化

支給決定・サービス利用のプロセス(全体像)

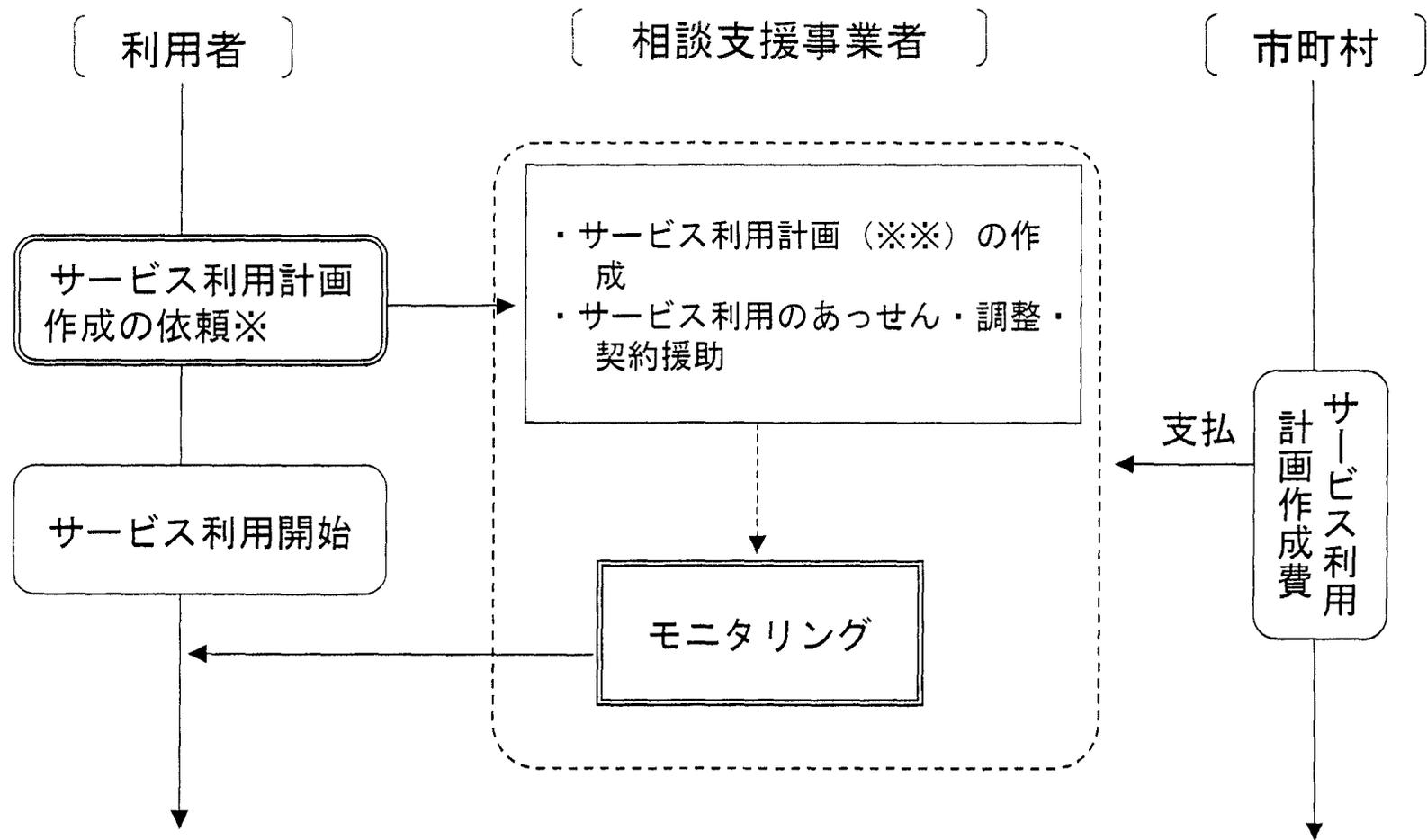


(※) 一定数以上のサービス利用が必要な者や長期入所・入院から地域生活へ移行する者などのうち、計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象

(介護給付・訓練等給付の利用手続き)



支給決定後のサービス利用の流れ

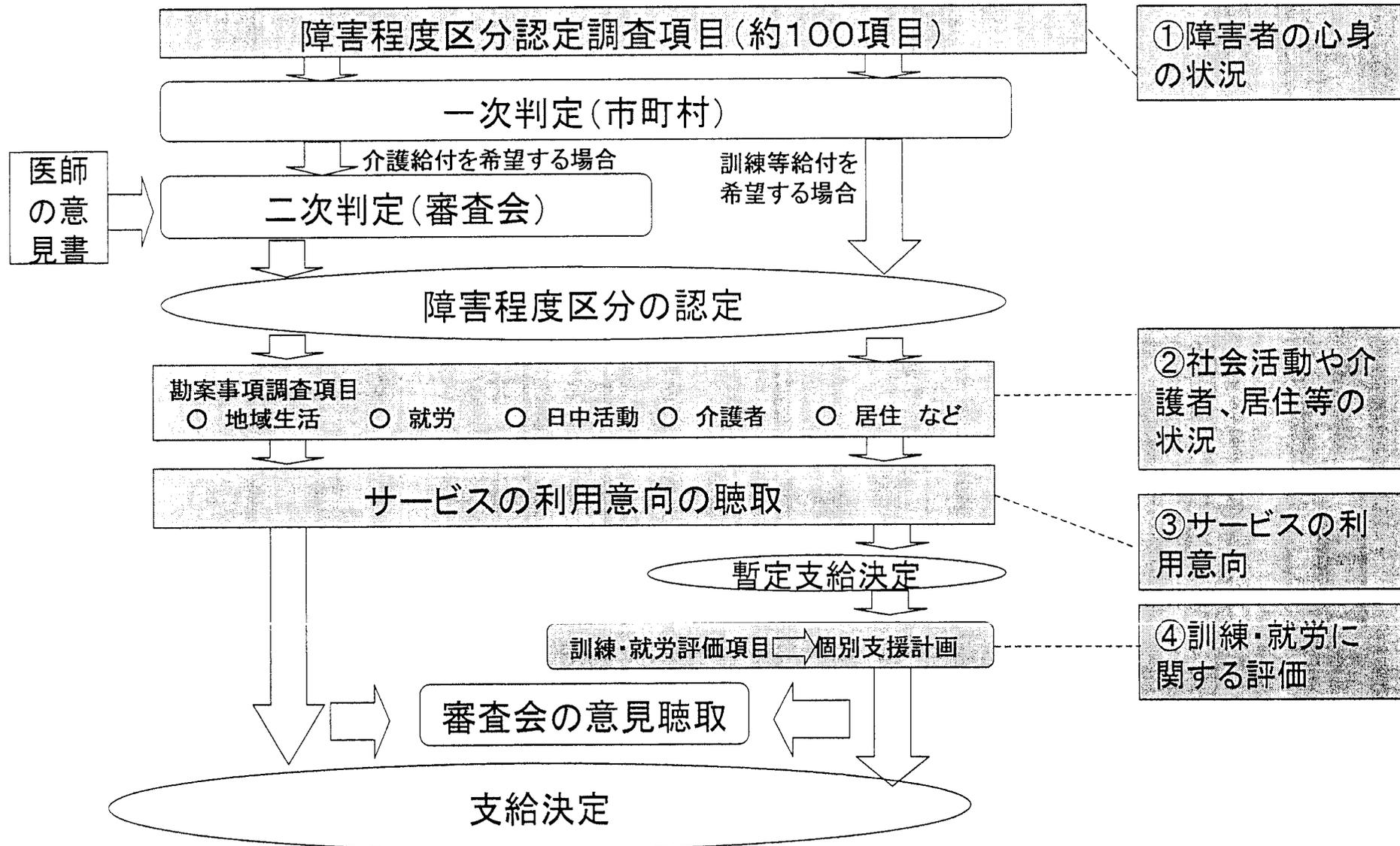


※複数のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者などのうち計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を対象とする

※※障害福祉サービスのほか、就労支援、教育、インフォーマルサービスを含む計画とすることが望ましい。

支給決定について

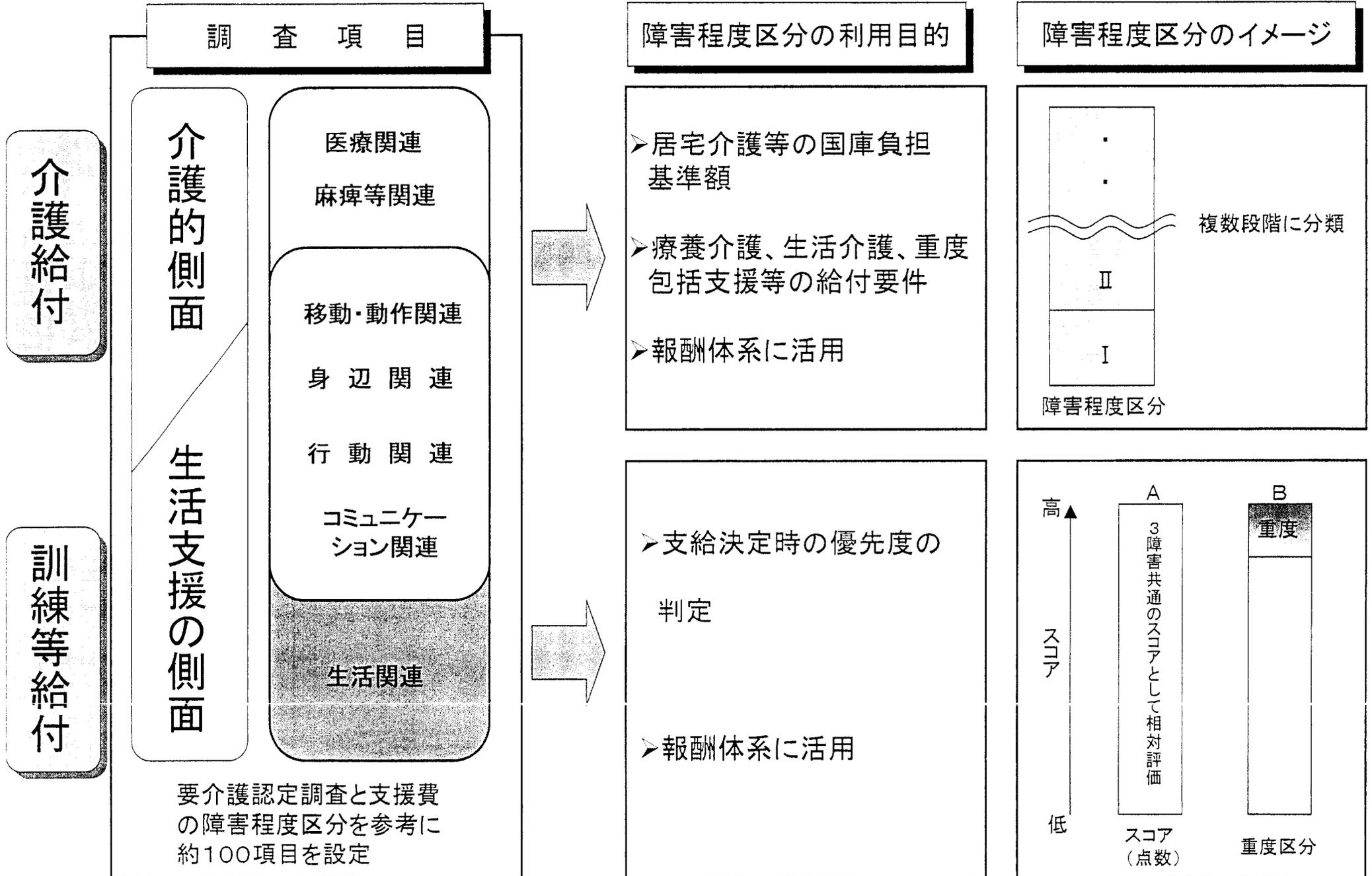
障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



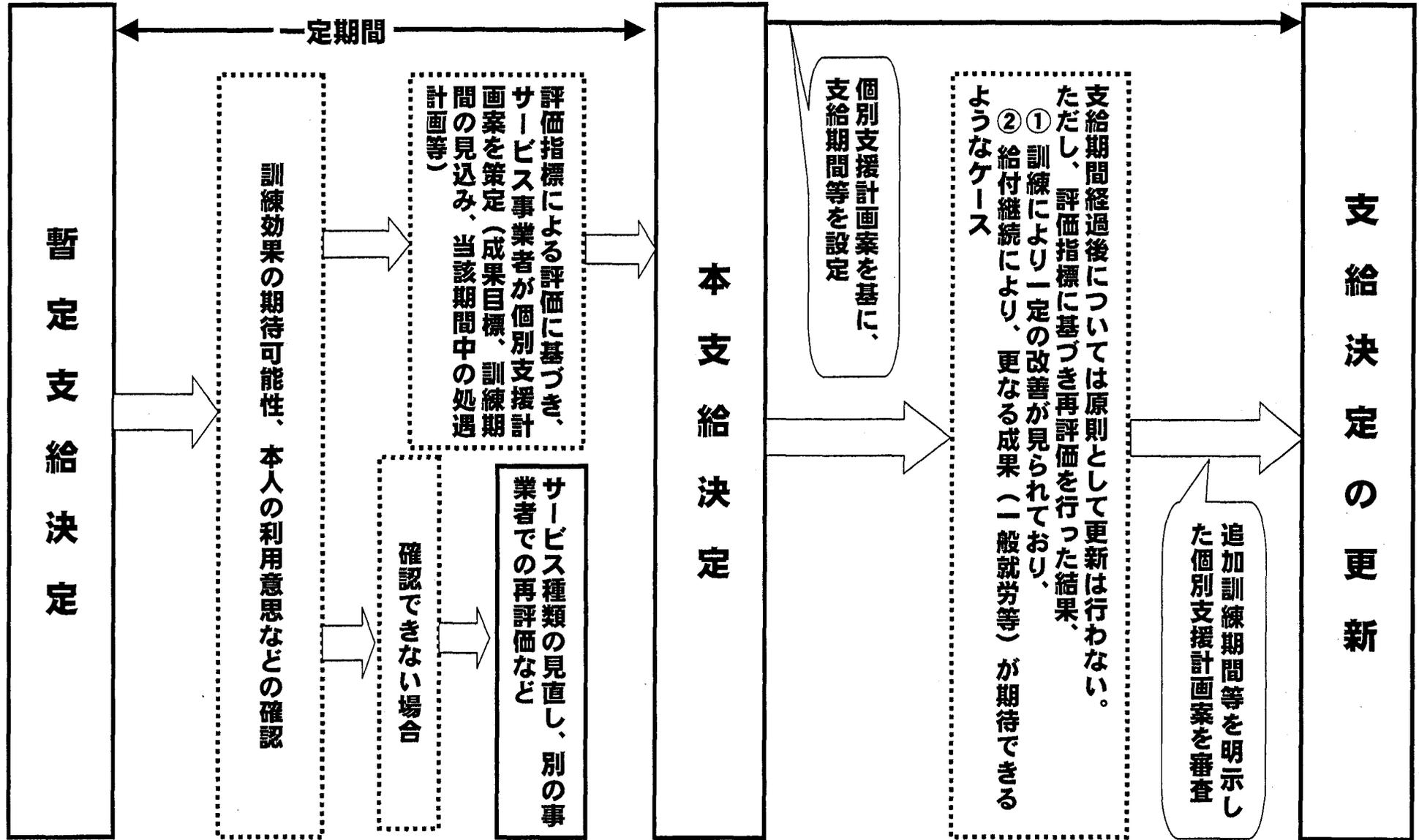
支給決定時のアセスメント項目(案)

障害程度区分		勘案事項調査		訓練・就労評価
領域	例	領域	例	
生活関連	調理 掃除、洗濯 買い物 交通手段の利用	地域生活関連	外出の頻度・状況 社会活動の参加の状況	○ 移動・動作関連項目 ○ 身辺関連項目 ○ 生活関連項目 ○ 就労関連項目 ○ コミュニケーション関連項目
コミュニケーション関連	視力 聴力 説明の理解 意思の伝達		入所・入院歴、入所・入院期間	
行動関連	夜間不眠あるいは昼夜の逆転 多動または行動の停止 パニックや不安定な行動	就労関連	就労状況、過去の就労経験 就労希望の有無	
身辺関連	整髪 上衣の着脱 金銭の管理 薬の内服 排尿	日中活動関連	日中活動の主な場所	
		介護者関連	介護者の有無 介護者の健康状況等	
移動・動作関連	寝返り 移動 洗身	居住関連	生活の場所	
麻痺等関連	下肢麻痺 関節の動く範囲の制限	他のサービスの 利用状況	受けているサービスの内容	
医療関連	じょくそうの処置 レスピレーター 透析			

障害程度区分のイメージ(案)

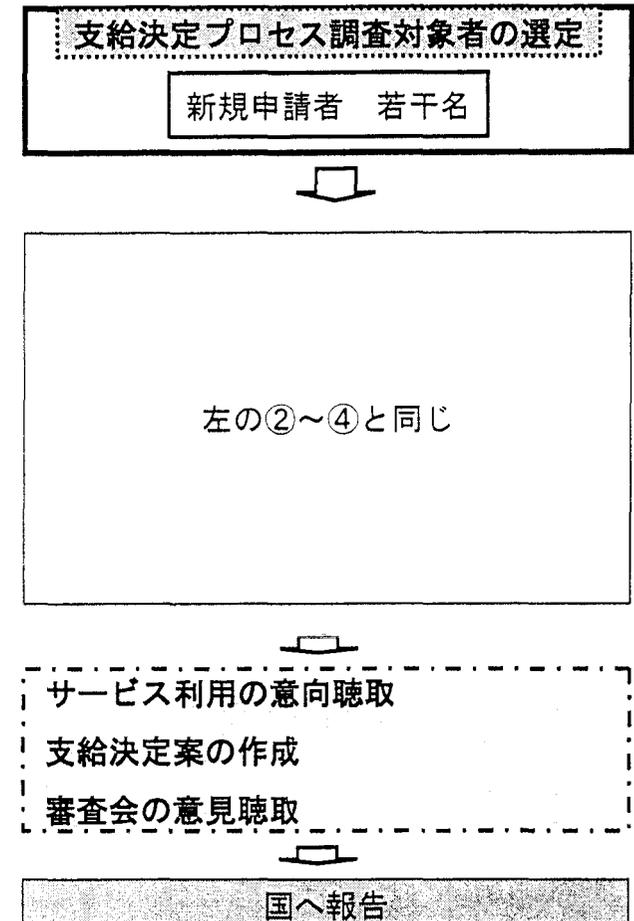
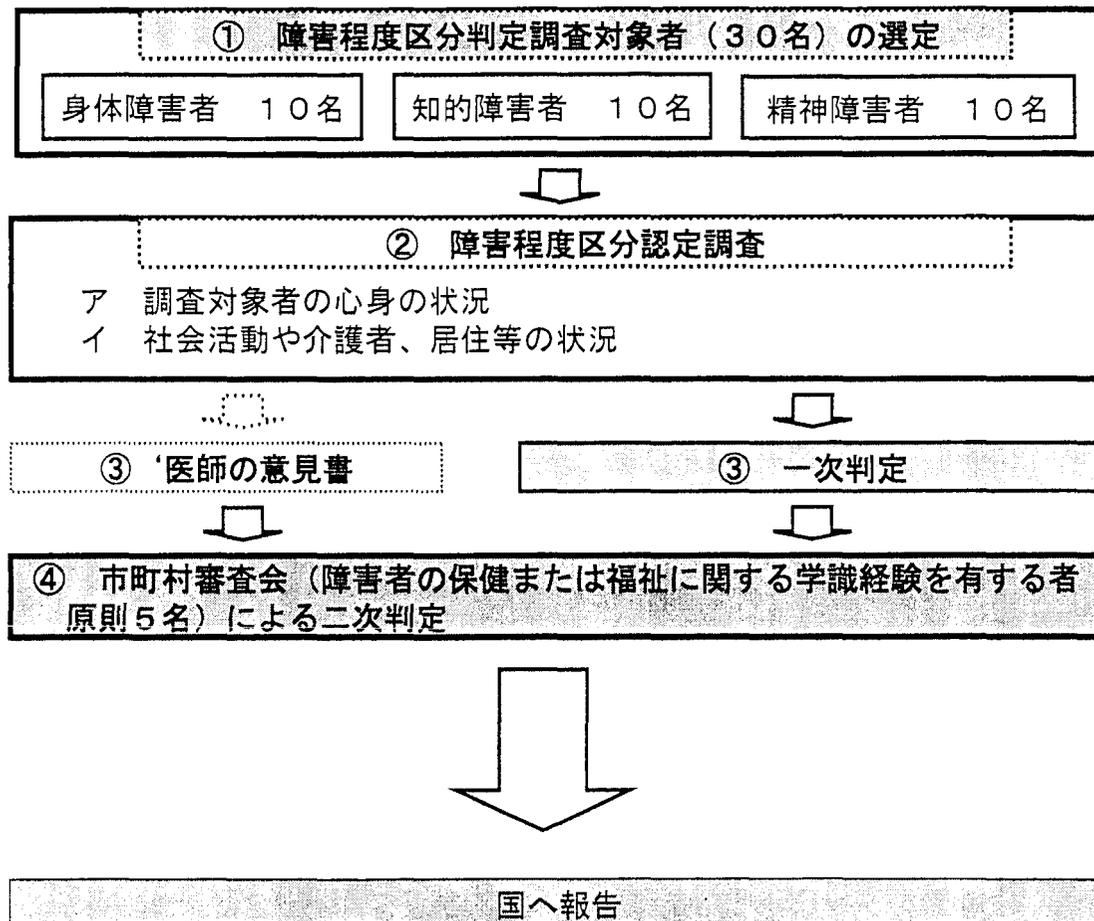


訓練等給付に関する支給決定（案）



障害程度区分判定等試行事業（概要）

- 支給決定に関する調査（アセスメント）や障害程度区分素案の試行を通じ、障害者等の心身の状態等に関するデータを収集し、障害程度区分の開発を行うとともに、新制度における新支給決定手続き実施の際の実務上の課題を把握することを目的として実施
- 全国61市町村（各都道府県1カ所、14指定都市）で5月～7月にかけて実施



障害程度区分認定モデル事業対象自治体(案)

17.4.13

	対象自治体	人口規模
1	北海道 帯広市	170,907
2	青森県 青森市	296,766
3	岩手県 水沢市	60,431
4	宮城県 岩沼市	42,245
5	秋田県 秋田市	302,362
6	山形県 山形市	250,517
7	福島県 郡山市	331,602
8	茨城県 水戸市	247,051
9	栃木県 宇都宮市	445,780
10	群馬県 前橋市	283,398
11	埼玉県 東松山市	89,804
12	千葉県 市川市	450,188
13	東京都 世田谷区	794,041
14	神奈川県 秦野市	160,105
15	新潟県 新潟市	515,192
16	富山県 富山市	321,025
17	石川県 加賀市	67,600
18	福井県 武生市	71,362
19	山梨県 甲府市	189,498
20	長野県 長野市	359,100
21	岐阜県 岐阜市	401,657
22	静岡県 富士市	237,620
23	愛知県 豊田市	344,607
24	三重県 名張市	84,515
25	滋賀県 大津市	294,243
26	京都府 京丹後市	65,129
27	大阪府 枚方市	403,069
28	兵庫県 伊丹市	191,422
29	奈良県 奈良市	363,673
30	和歌山県 田辺市	71,095

	対象自治体	人口規模
31	鳥取県 米子市	140,162
32	島根県 松江市	148,038
33	岡山県 岡山市	624,841
34	広島県 東広島市	119,344
35	山口県 周南市	156,608
36	徳島県 鳴門市	65,326
37	香川県 高松市	334,368
38	愛媛県 松山市	475,274
39	高知県 高知市	326,677
40	福岡県 大牟田市	137,700
41	佐賀県 佐賀市	163,837
42	長崎県 大村市	87,176
43	熊本県 八代市	106,269
44	大分県 大分市	439,378
45	宮崎県 都城市	133,892
46	鹿児島県 鹿児島市	545,876
47	沖縄県 宜野湾市	87,229
48	札幌市	○ 1,837,901
49	仙台市	○ 991,169
50	さいたま市	○ 1,038,100
51	千葉市	○ 888,735
52	横浜市	○ 3,466,875
53	川崎市	○ 1,258,605
54	名古屋市	○ 2,117,094
55	京都市	○ 1,386,372
56	大阪市	○ 2,490,172
57	神戸市	○ 1,483,670
58	広島市	○ 1,118,767
59	北九州市	○ 997,398
60	福岡市	○ 1,315,007
61	静岡市	○ 703,255

※ 人口規模については、平成15年度版「全国市町村要覧」による

※ 北海道帯広市と京丹後市についてはホームページより確認した(2005/4/5)